

奈良県告示第二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を再開した旨の届出があった。

令和二年十月二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	再開年月日
医療法人おおぞらこどもクリニック	大和郡山市天井町二二三番地一	令和二年九月一日